

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	②	建設業の新分野進出など経営革新
関係府省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p><b>1. 経営基盤の強化、新分野進出などの促進</b></p> <p>○建設業経営革新緊急促進事業 (国土交通省)          中小・中堅建設業の経営基盤の強化や企業間連携、新分野進出など経営革新を促進するため、事業者向けの研修事業を実施。</p> <p>○地域における建設業再生のための先導的・革新的モデル構築支援事業 (国土交通省)          中小・中堅建設業の経営革新を推進するため、資機材調達・配送の共同化、ITを活用した間接部門の効率化など、先導的・革新的な取組みを行う中小・中堅建設業者のグループに実施内容の調査を委託し、その成果を経営革新のモデルとして広く普及・啓発。</p> <p>○中小企業の新事業展開・経営革新支援 (財務省、経済産業省)          中小企業経営革新支援法に基づく政府系金融機関の低利融資、中小企業信用保険の特例等による支援。</p> <p><b>2. 情報提供・相談・連携体制の構築</b> (国土交通省)</p> <p>○建設業人材活用緊急促進事業          中小・中堅建設業の新分野進出を促進するため、アドバイザーの確保・新分野進出事例集の作成など情報提供・相談等を行うことができる体制を整備。</p> <p>○経営相談窓口の設置          各地方整備局の建政部に経営相談窓口を設置。事業見直しや合併など組織再編に関する相談に応じるほか、中小企業政策・雇用政策に係る関係行政機関の各種助成・支援措置等の紹介や適用を受けるための助言、新分野進出の成功事例の紹介等を実施。</p> <p>○建設産業再生協議会の設置          各ブロックに建設産業再生協議会を設置(メンバーは地方整備局、各都道府県の建設業担当部局、建設業団体等)し、メンバー相互の情報共有化と関係機関との連携を推進。</p> <p><b>3. 雇用施策の推進</b></p> <p>○建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金 (厚生労働省)          新規・成長分野への進出を促進し、建設労働者の雇用の安定、雇用機会の創出を図るため、建設事業主が、リフォーム分野等の建設業における新規・成長分野に進出するにあたり、雇用する建設労働者に教育訓練を行った場合に、その経費の一部を助成。(平成15年2月3日創設)</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p><b>1. 経営基盤の強化、新分野進出などの促進</b></p> <p>○建設業経営革新緊急促進事業による研修 延べ約40,000名受講(平成13年度) (国土交通省)</p> <p>○先導的・革新的モデル構築支援事業 計17モデル(平成15年度) (国土交通省)</p> <p>○中小企業経営革新支援法による経営革新計画の承認件数(平成16年1月現在):12,703件(全業種の合計) (経済産業省)</p> <p><b>2. 情報提供・相談・連携体制の構築</b> (国土交通省)</p> <p>○新分野進出事例252事例とりまとめ、アドバイザー135人</p> <p>○全国9ブロックで経営相談窓口、建設産業再生協議会を設置</p> <p><b>3. 雇用施策の推進</b> (厚生労働省)</p> <p>○建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給決定          【平成15年2月3日から平成16年1月末現在】26件、176人</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	②	建設業の新分野進出など経営革新
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p><b>1. 経営基盤の強化、新分野進出などの促進、2. 情報提供・相談・連携体制の構築</b> (国土交通省)</p> <p>○これまでの取組みにより、中小・中堅建設業経営者の経営革新に対する意識は徐々に前向きになってきたが、企業の自主的な取組みは緒についたばかりであり、多くはITの導入など、目標を企業内部の効率化に置くものにとどまっているのが現状である。</p> <p>地域再生推進の観点からも、地域の基幹産業である建設業について、資機材の共同購入など将来的に企業組織・資本の統合につながる可能性の高い、踏み込んだ企業間連携や新たな成長分野への進出を促進することにより、経営基盤の強化を促進するとともに、過剰供給構造の是正につなげていくことが今後の課題である。</p> <p><b>3. 雇用施策の推進</b> (厚生労働省)</p> <p>○建設業は、過剰供給構造の是正に向け「建設業の再生に向けた基本指針」等に基づき事業規模の縮小等による業界再編や異業種も含めた新規・成長分野への進出の促進等が進められているところであり、これらの動向に的確に対応し、各種雇用施策を積極的に推進し、雇用の安定にも配慮した建設業の再生が円滑に進展することを促進する必要がある。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p><b>1. 経営基盤の強化、新分野進出などの促進</b></p> <p>○地域における中小・中堅建設業の企業連携促進支援 (国土交通省)</p> <p>経営の効率化、経営基盤の強化等に資するとともに、将来的に企業組織・資本の統合につながる可能性の高い、①共同調達・共同配送、②経営管理業務の外注化、③新技術・新工法等の共同開発、④新分野進出等を実施しようとする、中小・中堅建設業者(企業グループ)に事業の実施内容の調査を委託し、その成果を企業連携マニュアルとして広く普及・啓発する。</p> <p>○中小企業の新事業展開・経営革新の推進 (経済産業省)</p> <p>我が国経済の核となっている中小企業の新事業展開への挑戦に対し、事業化に至るまで一貫した支援策を国として講ずるとともに、中小企業の経営革新の着実な推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業展開支援(がんばれ！中小企業ファンドの創設、スタートアップ支援事業、OB人材マッチング事業、創業塾の拡充)</li> <li>・経営革新支援(中小企業経営革新支援法に基づく中小企業の経営革新の着実な推進)</li> </ul> <p><b>2. 情報提供・相談・連携体制の構築</b></p> <p>○経営相談窓口の相談体制の充実 (国土交通省)</p> <p>中小・中堅建設業者による企業連携の取組みを加速させる観点から、建設産業再生協議会での議論を踏まえ、ブロック毎の関係行政機関における中小・中堅建設業向け支援策をとりまとめた「緊急支援プログラム(リーフレット)」を活用し、相談体制の一層の充実を図るとともに、企業連携等に関する個別・具体的な相談に応じ、連携の相手方の発掘に協力できる体制を整備する。</p> <p>○建設業再生に向けた都道府県との連携の促進 (国土交通省)</p> <p>(財)建設業振興基金に設置した新分野進出データベースを活用し、中小・中堅建設業向けの経営革新の取組み事例を都道府県向けに積極的に情報提供するほか、建設産業再生協議会などを通じ、国と都道府県との間で建設業再生に向けた施策の相互連携を目指す。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	②	建設業の新分野進出など経営革新
<p>○建設業の新分野進出等を促進するための関係省庁連携会議の開催  (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)  建設業の新分野進出及び進出分野での建設業の人材・能力の活用促進について協議するための関係省庁の連携会議を開催する。</p> <p><b>3. 雇用施策の推進</b></p> <p>○建設雇用再生トータルプラン (厚生労働省)  既存の各種支援制度について見直しを行うとともに、建設業需給調整機能強化促進助成金、建設業労働移動支援能力開発給付金の創設等新たな支援制度を加えた総合的な建設雇用再生トータルプランを展開する。その中で、建設業内外での新規・成長分野への進出を促進するため、活用可能な雇用支援策の情報提供・相談援助のワンストップによる提供、必要な能力開発のための助成制度の積極的な活用を促進する。</p> <p><b>17年度以降</b></p> <p>○引き続き、建設業の経営革新の促進を図る。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	③	農林水産業の構造改革、食料産業の活性化
関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>1. 「食と農の再生プラン」 (農林水産省)</p> <p>○食の安全・安心の確保、農業の構造改革の加速化、都市と農山漁村の共生・対流を内容とする「食と農の再生プラン」の策定(平成14年4月)。</p> <p>2. 食の安全・安心の確保</p> <p>○食品安全行政の見直し (内閣府、厚生労働省、農林水産省)</p> <p>・食品安全基本法の制定及び関係法律の改正(平成15年5月)並びにそれに伴う組織体制の整備(内閣府にリスク評価を行う「食品安全委員会」を設置、厚生労働省及び農林水産省の組織再編を実施(平成15年7月))。</p> <p>○トレーサビリティシステム (農林水産省)</p> <p>・米、野菜等について、生産者、流通業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、食品の特性に応じたトレーサビリティシステムの開発に向けた実証試験を実施(平成14年度7団体、平成15年度12団体)するとともに、トレーサビリティシステムの導入を促進。また、トレーサビリティシステムを導入しようとする事業者等の参考となるよう「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」を作成(平成15年4月)。</p> <p>・牛肉トレーサビリティ法の制定(平成15年12月一部施行)。</p> <p>○食育 (文部科学省、厚生労働省、農林水産省)</p> <p>・「食を考える月間」(毎年1月)など、各種イベントを開催するとともに、HP等により食に関する情報提供等を実施。</p> <p>3. 農業の構造改革</p> <p>○米政策の抜本的改革 (農林水産省)</p> <p>・消費者重視・市場重視の考え方に立って需要に応じた売れる米づくりの推進等を目指す「米政策改革大綱」の策定(平成14年12月)。</p> <p>・生産出荷団体等が生産調整方針を策定する仕組の創設、計画流通制度の廃止等を内容とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の改正(平成16年4月施行)。</p> <p>・地域の将来方向を明確にした「地域水田農業ビジョン」の策定に向け、推進協議会を開催する等の取組を実施(平成16年2月現在全国2,850市町村)。</p> <p>○株式会社の農業経営への参入 (農林水産省)</p> <p>・農業生産法人の要件を緩和し、株式会社形態の導入等を内容とする「農地法」改正(平成13年3月施行)。</p> <p>・構造改革特別区域において、農地のリース方式による株式会社の農業経営への参入を容認(平成15年4月施行)。</p> <p>・農業生産法人に対する株式会社の出資制限の緩和(農業者等以外の出資を1/2までに引き上げ)等を内容とする「農業経営基盤強化促進法」の改正(平成15年9月施行)。</p> <p>○新規就農の促進 (厚生労働省、農林水産省)</p> <p>・失業者に職と生きがいを与え、農林業分野を支える人材を確保するため「農林業をやってみようプログラム」の策定(平成15年4月)。</p> <p>・ハローワーク内に「就農等支援コーナー」を設置(全国47箇所)し、新規就農相談センターの就農相談員を派遣(平成15年7月)。</p> <p>○農協改革</p> <p>・「農協のあり方についての研究会」が、「選択と集中」の観点からの経済事業等の見直し、中央会のリーダーシップの発揮等を内容とする報告書を取りまとめ(平成15年3月)。</p> <p>・平成16年度新規要求の補助金全てについて、交付先を農協に限定しないよう措置。</p> <p>○輸出促進 (農林水産省)</p> <p>・農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会が発足(平成15年5月)し、現在30道府県が参加。</p>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	③	農林水産業の構造改革、食料産業の活性化
<p>○食品製造業・流通業の体質強化 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HACCP手法の導入支援等を目的とした「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」を平成20年まで5年間延長。</li> <li>・食品製造業におけるHACCP対応型施設の整備をするとともに、必要となる専門性を有する人材の育成等を推進。</li> </ul> <p>4. 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定(平成15年8月～) (農林水産省)</p> <p>○平成15年8月に「食料・農業・農村基本計画」(以下、「基本計画」と略す)の見直しに着手し、同年12月に食料・農業・農村政策審議会に基本計画の見直しについて諮問。また、同年11月には、総理を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を開催。</p> <p>5. 林業・水産業の活性化</p> <p>○林業・木材産業の活性化・雇用拡大 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の有する多面的機能の発揮等を目的として「森林・林業基本法」(平成13年6月)を制定し、「森林・林業基本計画」を策定(平成13年10月)</li> <li>・間伐等の森林整備の実地研修等を行う「緑の雇用担い手育成対策事業」を実施(平成14年度補正～)。</li> <li>・地球温暖化対策として、健全な森林の整備・保全、国民参加の森づくり、木材・木質バイオマスの利用促進等の取組をまとめた「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定(平成14年12月)。</li> </ul> <p>○持続的な水産業の発展 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に対する水産物の安定的な供給を目的として「水産基本法」を制定(平成13年6月)し、「水産基本計画」を策定(平成14年3月)。</li> <li>・減少している水産資源を回復すべく、資源回復計画を6計画12魚種について策定・実施。</li> </ul>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p>1. 食の安全・安心の確保</p> <p>○食育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食を考える国民フォーラム」(平成15年1月、平成16年1月)及び食に関する情報を一堂に集めた「ニッポン食育フェア」(平成16年1月、17,000名以上が来場)の開催。</li> <li>・地域におけるシンポジウム等を300回以上開催。</li> </ul> <p>2. 農業の構造改革</p> <p>○株式会社の農業経営への参入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国70市町村の区域を対象とする27の特区(平成15年11月時点)において、株式会社の農業経営への参入が可能に。</li> </ul> <p>○農協改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第23回JA全国大会にて、組合員の負託に応える経済事業改革等を内容とする「JA改革の断行」を決議(平成15年10月)。</li> <li>・全中は、経済事業改革本部を設置し、「経済事業改革指針」を策定(平成15年12月)。</li> </ul> <p>○輸出促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物・食品の輸出額が平成14年2,768億円(真珠、たばこ及びアルコール飲料を除く)(平成12年の輸出額は2,365億円)。</li> </ul> <p>3. 林業・水産業の活性化</p> <p>○林業・木材産業の活性化・雇用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・44都道府県において、約2,400人の「緑の研修生」が実地研修等に従事。</li> </ul>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	③	農林水産業の構造改革、食料産業の活性化
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p><b>1. 食の安全・安心の確保、農業の構造改革を加速化、新たな食料・農業・農村基本計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食品安全政策の充実と良質な食料の合理的な価格での安定的供給</li> <li>○やる気と能力のある担い手が生産の大宗を占める構造を実現するとともに、農業の国際競争力を向上し、国境措置に過度に依存しない体制の構築</li> <li>○食料の安定供給の確保と多面的機能発揮のために不可欠な農地、水等の確保や環境の保全</li> <li>○食料自給率の向上</li> <li>○個性ある魅力的な農村づくり及び都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現</li> </ul> <p><b>2. 林業・水産業の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備、木材産業の構造改革等を通じた林業・木材産業の活性化を図るとともに、都市部からの「緑の研修生」を林業就業者として地域に定着させ、減少する森林整備の担い手を確保。</li> <li>○意欲と能力の高い競争力のある漁業経営を実現することにより水産業の健全な発展を図るとともに、資源の適切な保存管理等により、持続的生産を可能とし、水産物の安定供給を確保。</li> </ul>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p><b>1. 食の安全・安心の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食品安全対策の充実等 (内閣府、厚生労働省、農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・BSE、鳥インフルエンザへの対策や食品表示基準の見直し等、引き続き食の安全・安心の確保に努める。</li> </ul> </li> <li>○食育 (文部科学省、厚生労働省、農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する情報提供の一層の充実、シンポジウムの開催等を通じて、家庭、学校、地域、食料生産の現場等における「食育」を総合的に推進。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2. 農業の構造改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社の農業経営への参入 (農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年末までの間で可能な限り早い時期に、実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて、農地のリース方式による株式会社の農業経営参入の全国展開について検討し結論を得る。</li> </ul> </li> <li>○新規就農の促進 (農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人や農家への就農を積極的に推進するため、就農支援資金の貸付対象の拡充、都道府県青年農業者等育成センターの機能の強化等を内容とした「青年等就農促進法」の改正法案を今通常国会に提出済。</li> <li>・主要都市において就農希望者を対象とし、新規就農相談会、農業法人合同会社説明会等を行うニューファーマーズフェアの開催等を実施。</li> </ul> </li> <li>○農協改革 (農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農協の機能が十全に発揮できるよう、中央会の指導機能の明確化・監査機能の集約等を内容とする「農協法」等の改正法案を今通常国会に提出済。</li> </ul> </li> <li>○米政策改革 (農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「米政策改革大綱」に基づく米政策改革の本格実施(農業者・農業者団体による自主的・主体的な需給調整への取組を促進しつつ、売れる米づくりを推進。生産調整面積の配分から作る数量を配分する方式へ転換し、需要に応じた生産を促進 等)。</li> </ul> </li> <li>○「立ち上がる農山漁村」の支援 (農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者会議を設置し、情熱あふれるリーダーや地域企業等による既存の制度の枠組み等にとらわれない優良事例(立ち上がる農山漁村)を全国から選定し、公表。</li> <li>・関係大臣、副大臣等による現地視察・激励の計画的実施。</li> </ul> </li> </ul>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	③	農林水産業の構造改革、食料産業の活性化
<p>○輸出促進 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な農林水産物を生産する団体等の輸出への取組を支援する「日本産ブランド輸出促進事業」等を通じて、特色のある農林水産物・食品の輸出を促進。</li> </ul> <p>○食品製造業・流通業の体質強化 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場について「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換を図るため、品質管理の徹底、商物一致規制の緩和、卸売手数料の弾力化、卸売市場の再編等を通じた市場機能の強化等を内容とする「卸売市場法」の改正案を通常国会に提出済。</li> <li>・「卸売市場施設整備事業」において、HACCP的な管理が可能な高機能施設の整備やPFI(民間能力等を活用した効率的整備)の導入を原則義務付け。</li> <li>・食品製造業の行う農業者等との連携強化、地域ブランドの確立、技術開発などを支援。</li> <li>・食品製造業のうち、特に厳しい経営環境におかれている特定農産加工業種の経営改善を引き続き促進するため、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の改正案を通常国会に提出済。</li> </ul> <p>3. <u>新たな食料・農業・農村基本計画の策定</u> (農林水産省)</p> <p>○現行の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払いも視野に入れた、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行</li> <li>②望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革</li> <li>③環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能発揮のために不可欠な農地・水等の資源の保全のための政策の確立</li> </ol> <p>の3つの課題をはじめとして、やる気と能力のある経営や地域の取組の後押し、消費者・生活者の視点の重視等を目指した政策全般にわたる改革の検討を行う。</p> <p>○食料・農業・農村政策審議会企画部会等において議論を進め、平成16年夏頃に中間論点整理、年末に論点整理。平成17年3月を目途に新たな食料・農業・農村基本計画を策定。</p> <p>○中間論点整理等を受け、出来るものから、平成17年度予算要求や制度改正に反映。</p> <p>4. <u>林業・水産業の活性化</u></p> <p>○林業・木材産業の活性化・雇用拡大 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木材の新しい流通・加工システム推進事業」等により、製材工場の再編等をはじめとした木材産業の構造改革を推進。</li> <li>・「緑の雇用担い手育成対策事業」を約2,400人規模で実施。</li> <li>・森林整備事業計画と治山事業七カ年計画を統合した「森林整備保全事業計画」の策定。</li> </ul> <p>○持続的な水産業の発展 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲と能力のある漁業経営者の育成・確保方策の検討。</li> <li>・減少している水産資源の回復を図るため、資源回復計画の策定を加速化。</li> </ul> <p><b>17年度以降</b></p> <p>1. <u>新たな基本計画に基づく諸施策の推進等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本計画の中間論点整理(平成16年夏頃)を受け、出来るものについては平成17年度の施策に反映させ、平成18年度以降は新たな基本計画の方針に従い諸施策を推進。</li> <li>・米の需給調整において農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築(～平成20年度)</li> <li>・林業・水産業についても所要の施策を引き続き着実に推進。</li> </ul>		

分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	④	都市と農山漁村の共生・対流
関係府省	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p><u>1. 政府が一体となった取組</u></p> <p>○副大臣プロジェクトチーム</p> <p>・平成14年9月に副大臣会議に「都市と農山漁村の共生・対流副大臣プロジェクトチーム」を設置。同プロジェクトチームは共生・対流に関連する総合的なホームページの早急な立ち上げ、国民運動の推進組織のあり方等を提言。</p> <p><u>2. 都市住民の農山漁村へのニーズを後押し</u></p> <p>○規制・制度改革 (総務省、農林水産省)</p> <p>・構造改革特区制度において、農地取得の下限面積に関する規制の緩和。市民農園・農家民宿の開設促進に向けた規制を緩和(平成15年度)。</p> <p>○グリーン・ツーリズムの推進 (農林水産省)</p> <p>・新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及や農山漁村情報の受発信機能強化などを総合的に推進する「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」の創設(平成15年度)。</p> <p>○国民運動の展開 (関係各省)</p> <p>・平成15年6月23日に民間主体の推進組織として「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(通称:オーライ!ニッポン会議)が設立され、シンポジウムの開催や「オーライ!ニッポン大賞」等の表彰事業を実施。</p> <p><u>3. 農山漁村体験学習等の推進</u></p> <p>○教育面からの取組 (文部科学省)</p> <p>・「学校教育法」の改正等を踏まえ、学校教育・社会教育における、都市部と農山漁村等の異なる環境での体験活動等の推進。</p> <p>○体験活動の推進体制の整備 (農林水産省)</p> <p>・農地や森林、海辺等を活用した体験学習・体験活動の場の整備、体制づくり、人材育成等の推進</p> <p><u>4. 魅力ある農山漁村づくり</u></p> <p>○規制・制度改革 (農林水産省)</p> <p>・市町村条例に基づく地域づくりの取組を促進するため、農用地区域の設定基準及び農地転用許可基準を見直し(平成15年8月)。</p> <p>○地域づくりの推進及び地域の活性化 (農林水産省)</p> <p>・農山村に定住等を希望する都市住民の受入体制の整備等を推進。</p> <p>○良好な景観づくり (農林水産省)</p> <p>・地域住民、NPO等の参画による地域主体の先進的な美しいむらづくりへの支援</p> <p>○地域資源の活用による受入環境整備 (農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <p>・海辺・水辺等のふれあいの場としての整備等の促進。</p> <p>・国立公園等において「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業」を実施。(平成13年度から)</p> <p>○「水とみどりの『美の里』プラン21」 (農林水産省)</p> <p>・農林水産関連事業における景観アセスメント導入など景観配慮の原則化等を盛り込み、個性ある魅力的な農山漁村づくりにむけた施策の展開方向を示した「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定・公表(平成15年9月)</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p><u>1. 都市住民の農山漁村へのニーズを後押し</u></p> <p>○規制・制度改革</p> <p>・構造改革特区において、農地取得の下限面積についての規制緩和や、市民農園・農家民宿の開設促進に向けた規制緩和等について、平成15年11月末までに39地域の計画を認定。</p>		



分野	5	地域再生、都市再生、観光立国
政策項目	④	都市と農山漁村の共生・対流
<p>○グリーン・ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生・対流ホームページ(平成15年3月末開設)へのアクセス件数が、平成16年1月末までの10ヶ月間で40万件に到達。</li> </ul> <p>○国民運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーライ!ニッポン会議会員は、設立時371団体、平成16年1月末現在400団体(個人会員含む)。</li> <li>・平成15年11月にオーライ!ニッポン会議主催の第1回地方シンポジウムを開催し、400名超が参加。</li> <li>・共生・対流に取り組む団体・個人に対し「オーライ!ニッポン大賞」を募集(183件の応募)し、平成16年2月のオーライ!ニッポン全国大会において表彰。</li> </ul> <p><b>2. 農山漁村体験学習等の推進</b></p> <p>○教育面からの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊かな体験活動推進事業」において、各都道府県に推進地域・推進校を指定(約700校)(平成14年度)するとともに、農林漁業体験や自然体験などの活動を促進するため、新たに「地域間交流推進校」を指定(約100校)(平成15年度)。</li> <li>・青少年長期自然体験活動推進事業を平成15年度に全国26ヶ所において実施。</li> <li>・省庁連携子ども体験型環境学習推進事業を平成15年度に全国43ヶ所において実施。</li> </ul> <p><b>3. 魅力ある農山漁村づくり</b></p> <p>○地域資源の活用による受入環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしく、安全、快適な散策路、休憩所・広場、公衆便所等の整備(年二百数十箇所)。</li> <li>・グリーンワーカー事業により、歩道の補修、美化清掃、森林や草原の景観維持等、優れた自然の風景地を有する国立公園の景観の維持・向上及び快適な利用を促進(平成14年度:127箇所、平成15年度:66箇所)。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>○都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現。これにより人・もの・情報の行き来が活発化し、新たな需要・経済活動を発生させ、農山漁村地域を含む我が国経済の活性化に貢献。</p> <p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p><b>1. 政府が一体となった取組</b></p> <p>○「政策群」として「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を位置づけ。</p> <p><b>2. 都市住民の農山漁村へのニーズを後押し</b></p> <p>○新規就農の促進 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人や農家への就農を積極的に推進するための、就農支援資金の貸付対象の拡充、都道府県青年農業者等育成センターの機能の強化等を内容とした「青年等就農促進法」の改正法案を通常国会に提出済。</li> <li>・主要都市において就農希望者を対象とし、新規就農相談会、農業法人合同会社説明会等を行うニューファーマーズフェアの開催等を実施。</li> </ul> <p>○民間活力の活用 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウや提案を活用した取組を推進(旅行産業、情報産業等との連携)。</li> </ul> <p>○国民運動の展開 (関係各省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーライ!ニッポン会議と関係省の地方局等とが連携した地方シンポジウムの開催など、オーライ!ニッポン会議の活動を支援。</li> </ul> <p>○情報発信の強化 (関係各省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生・対流ホームページのリンクの強化や地域に根ざしたコンテンツの充実による情報発信の強化。</li> </ul>		